

援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

イ 対象者

知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害者とする。

ウ 実施機関

職親への委託については福祉事務所により行われることが適切であるので、その権限を福祉事務所長に委任する。

なお、知的障害者更生相談所は、この制度の運営について福祉事務所長に協力して必要な判定及び相談指導を行う。

エ 留意事項

福祉事務所長は、判定の結果、職親に委託することが適当であると認められた者について、登録された職親から、職種等について考慮のうえその知的障害者に適合する職親を選定する。また、福祉事務所は、知的障害者福祉司又は社会福祉主事に直接職親の家庭を訪問させ、委託する場合に職員が守るべき条件、当該知的障害者の特性等を十分に説明して職親の同意を得るとともに、本人及びその保護者についても必要な注意を与え、委託が効果的に行えるよう十分な準備を整えたうえ、委託の措置をとること。

(8) 生活支援事業

ア 目的

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 生活訓練等事業

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。

(イ) 本人活動支援事業

知的障害者が、自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する。

(ウ) ボランティア活動支援事業

精神障害者及びその家族等の団体が行う精神障害者の社会復帰に関する活動に対する情報提供等、及び精神障害者に対するボランティア活動の支援を行う。

(エ) 福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者等に斡旋する。

(オ) その他生活支援事業

その他、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を行う。

(9) 日中一時支援事業

ア 目的

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

イ 対象者

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等

ウ 事業内容

- (ア) 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行う。
- (イ) 送迎サービスその他適切な支援を市町村の判断により行う。
- (ウ) 事業は、地域のニーズに応じて行う。

エ 利用定員及び職員等の配置

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が定める。

オ 留意事項

- (ア) 障害福祉サービス事業所等であって、事業実施に当たって必要なスペースの確保がなされているものと市町村が認める場所において実施すること。
- (イ) 障害者等に対する支援を適切に行うことができるものと市町村が認める設備を設けること。
- (ウ) 本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できないこと。

(10) 生活サポート事業

ア 目的

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る。

イ 事業内容

(ア) 実施方法

介護給付支給決定者以外の者であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、市町村の判断により、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行う。

- (イ) サービスを提供する者
サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者

ウ 留意事項

- (ア) 利用者の状態に応じ、自立訓練等の他の福祉サービスを活用するための調整等を行うこと。
- (イ) 利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活への助長に努めること。

(11) 社会参加促進事業

ア 目的

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
 - a 事業内容
スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余

暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する。

- b 留意事項
参加する障害者の事故防止等に十分留意すること。
- (イ) 芸術・文化講座開催等事業
 - a 事業内容
障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。
 - b 留意事項
芸術・文化活動を行っている障害者を把握し、その名簿を作成するとともに、民間活動の情報を収集し、障害者に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。
- (ウ) 点字・声の広報等発行事業
文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する。
- (エ) 奉仕員養成研修事業
 - a 事業内容
聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。
 - b 留意事項
養成講習を終了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。
- (オ) 自動車運転免許取得・改造助成事業
自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。
- (カ) その他社会参加促進事業
その他、障害者の社会参加の促進に必要な事業を行う。

ウ 留意事項

複数の市町村が共同して実施する際には、当該市町村、関係団体等で構成される連絡会議等を設置など連絡調整が図られること。

(12) 経過的デイサービス事業

ア 目的

平成18年10月から障害者デイサービスが廃止されることに伴い、平成18年9月末日において障害者デイサービスを実施している事業所であって10月1日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な事業所について、利用者が継続してサービスを受けられるようにすることを目的とする。

イ 事業内容

平成18年10月1日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、移行するまでの間（平成19年3月末日までに限る。）、利用者に対して継続してデイサービスを提供する事業。

ウ 留意事項

本事業については、平成18年限りの経過措置として実施する事業であり、平成19年度以降については、市町村事業である地域活動支援センターに移行すること。

(13) 経過的障害者地域生活支援センター事業

ア 目的

改正前の精神保健福祉法に規定する精神障害者地域生活支援センターが、平成18年10月に地域活動支援センターへ移行するにあたって、「地域活動支援センター機能強化事業（別記5）」の4の要件を満たすことが困難な場合であっても、その機能の有効な活用を図る観点から、引き続き事業を実施し、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

イ 事業内容

「地域活動支援センター機能強化事業（別記5）」の2（1）に定める内容に相当する事業とする。

ウ 留意事項

本事業は、平成18年限りの措置として実施する事業であり、平成19年度以降については、市町村事業である地域活動支援センターに移行すること。

(別記7)

専門性の高い相談支援事業

1 目的

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(注) 以下の事業は、国庫補助の対象となる事業について示したものである。

なお、「障害児等療育支援事業」については、都道府県等により交付税を財源として実施される事業であるが、その事業は別添2のとおりである。

2 実施内容

(1) 発達障害者支援センター運営事業

平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業の実施について」に基づき実施する事業。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業

平成14年5月7日職高発0507004号・障発第0507003号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙3」に基づき実施する事業。

(3) 高次脳機能障害支援普及事業

ア 目的

都道府県に高次脳機能障害者への支援を行うための支援拠点機関（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等）を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対する支援体制を整備する。

イ 事業内容

(ア) 支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う。

(イ) 自治体職員、福祉事業者等に対して、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修を行い、地域において高次脳機能障害者に対する適切な支援が行われるよう支援体制の整備を行う。

ウ 相談支援コーディネーター

社会福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者

障害児等療育支援事業

1 概要

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る。

2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市（社会福祉法人、特定非営利活動法人等への委託可）

3 事業の具体的内容

- (1) 訪問による療育指導
- (2) 外来による専門的な療育相談、指導
- (3) 障害児の通う保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術の指導
- (4) 療育機関に対する支援

(別記8)

広域的な支援事業

1 目的

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

2 実施事業

(1) 都道府県相談支援体制整備事業

ア 目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- (イ) 地域で対応困難な事例に係る助言等
- (ウ) 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（例：権利擁護、就労支援などの専門部会）
- (エ) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- (オ) 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- (カ) 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

ウ アドバイザー

- (ア) 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- (イ) 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- (ウ) 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

エ 留意事項

都道府県自立支援協議会（注）において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

（注） 都道府県地域自立支援協議会

都道府県域全体の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する（財源は交付税により措置）。

《構成メンバー》

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体の代表者、市町村、学識経験者 等

《主な機能》

- ・ 都道府県内の地域自立支援協議会単位（市町村）ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議

- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制支援に関する協議
- ・ 都道府県全域における社会資源の開発、改善
- ・ その他（権利擁護の普及に関すること等）

（２） 精神障害者退院促進支援事業

ア 目的

精神病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行う。

イ 事業内容

対象者の個別支援等に当たる自立支援員を指定相談支援事業者等に配置し、精神病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ退院に向けて主に次の支援を行い、精神障害者の円滑な地域移行の促進を図る。

- （ア） 精神病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動。
- （イ） 退院に向けた個別の支援計画の作成。
- （ウ） 院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）に係る同行支援等
- （エ） 対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- （オ） 退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

ウ 自立支援員の要件

精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者

エ 留意事項

- （ア） 関係機関への周知
管内市町村、精神病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して広く周知し、本事業の実施に係る対象者の申請、協力施設の拡充及び支援体制の充実等事業の円滑な実施を図ること。
- （イ） 対象者の選定等
実施主体、市町村、精神病院医師、福祉サービス事業者等で構成する協議会等を設置し、客観的な視点に立って対象者の選定を行うこと。
- （ウ） 関係機関との連携
対象者の円滑な地域移行を図る観点から、相談支援事業者、その他福祉サービス提供者、保健医療サービス事業者等と連携を図ること。
- （エ） 事業の評価
地域における支援体制等に関する課題が明らかになった場合には、地域自立支援協議会に報告するなど、課題解消に向けた方策を検討するよう努めること。

(別記9)

サービス・相談支援者、指導者育成事業

1 目的

障害福祉サービス又は相談支援（以下この文において「サービス等」という。）が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 障害程度区分認定調査員等研修事業

ア 目的

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害程度区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害程度区分認定調査員等の資質向上を図ることを目的とする。

イ 実施内容

(ア) 障害程度区分認定調査員研修

市町村職員、事業所の職員等であって、障害程度区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として研修を実施する。

a 研修内容

- ・ 障害程度区分に関する基本的な考え方
- ・ 認定調査の実施方法（総括的留意事項、調査方法、個別項目に関する着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等）等

b 研修課程

合計4時間程度以上を目安とする。

c 修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

(イ) 市町村審査会委員研修

障害者自立支援法に規定する市町村長が選定する市町村審査会委員を対象として研修を実施する。

a 研修内容

- ・ 障害程度区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢
- ・ 障害程度区分認定基準の考え方（障害程度区分認定手続きの流れ、障害程度区分の認定基準の概念、1次判定及び2次判定の役割）等

b 研修課程

合計3時間程度以上を目安とする。

c 修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

(ウ) 主治医研修

医師意見書を記載する（予定を含む。）医師を対象として、医師意見書の記載方法等について研修を実施する。

また、地域の実情に応じて、記入の手引きを作成する等して、説明する形式の研修も可能である。

a 研修内容

- ・ 障害程度区分に関する基本的考え方

- ・ 障害程度区分認定における医師意見書の役割
- ・ 医師意見書の具体的記載方法等

b 研修課程

合計3時間程度以上を目安とする。

c 受講者名簿

都道府県等は、受講者名簿を作成する。

ウ 留意事項

- (ア) 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第10条に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。
- (イ) 実施主体は、指定都市及び中核市に加え、その他市町村に対しても委託することができること。

(2) 相談支援従事者研修事業

平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施する研修事業。

(3) サービス管理責任者研修事業

ア 目的

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」の養成を行うことを目的とする。

イ 実施方法等

別に定める通知に基づき実施する。

(4) 居宅介護従業者等養成研修事業

ア 目的

障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。

イ 実施方法等

別に定める通知に基づき実施する。

(5) 手話通訳者養成研修事業

ア 事業内容

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修する。

イ 留意事項

- (ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。
- (イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、

活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

ア 事業内容

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成研修する。

イ 留意事項

「盲ろう者通訳・ガイドヘルパー指導者研修会」(国立身体障害者リハビリテーションセンター学院主催)や「盲ろう者向け通訳者養成研修会」(社会福祉法人全国盲ろう者協会主催)を修了した者を活用するなど、両研修会の内容を参考に実施すること。

(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

ア 事業内容

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。

イ 留意事項

研修会の開催に当たっては、本事業が地域における人権侵害事案の発見や関係機関への情報提供を行うこと及び日常的相談援助活動をきめ細かく行うためのネットワークを形成することなどを具体化するためのものであることに留意し、関係機関、関係団体等と十分な連携を図り実施すること。

(8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成する。

3 留意事項

受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。

(別記10)

その他の事業

○ 実施事業

(1) 福祉ホーム事業

ア 目的

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 対象者

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）

ウ 利用方法

福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。

エ 管理人の業務

(ア) 施設の管理

(イ) 利用者の日常生活に関する相談、助言

(ウ) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整

オ 留意事項

(ア) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮すること。

(イ) 疾病等により利用者が生活に困難を生じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど利用者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。

(ウ) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、極力利用者の意見を尊重して定めること。

(2) 盲人ホーム事業

昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業

(3) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）

ア 目的

在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。

ウ 利用者の要件

利用者は、身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者であって情報機

器を用いた在宅での就労を希望する者とする。

エ 在宅就業支援機関との連携

実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、平成17年4月1日職高発第0401014号「重度障害者在宅就業推進事業実施要綱」に定める在宅就業支援に実績のある社会福祉法人等（以下「支援機関」という。）と連携・協力関係を構築するとともに、当該支援機関に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。

(4) 施設外授産の活用による就職促進事業

ア 目的

施設外授産の活用による就職促進事業は、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設又は就労継続支援事業所（以下「授産施設等」という。）に入所（通所を含む。以下同じ。）する者が、授産施設等に作業を発注する企業等（以下「委託企業」という。）の事業所において授産活動を行うとともに、授産活動終了後に公共職業安定所等が職業相談、個別求人開拓、職場定着の支援を行うこと等により、授産施設等から一般就労への移行の促進を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 施設外授産の活用による就職促進事業推進委員会の設置・運営

a 設置・運営

(a) 都道府県（障害福祉部局及び労働部局）は、都道府県労働局、地域障害者職業センター、授産施設等、委託企業等の関係者で構成される施設外授産の活用による就職促進事業推進委員会（以下「事業推進委員会」という。）を設置する。

(b) 事業推進委員会は、本事業を円滑に運営できるよう定期的に開催する。

b 主要検討事項

事業推進委員会は、次の事項について検討を行う。

(a) 就職支援の取り組み方

(b) 就職促進のための関係機関との連携のあり方

(c) 効果的支援策のあり方

(d) 施設外授産の活用による就職促進事業の評価・報告

(e) その委員会で検討が必要と判断した事項

(イ) 施設外授産の活用による就職促進事業

a 事業内容

この事業は、授産施設等が委託企業から一定の業務委託を受け、授産施設等に入所している障害者が委託企業の事業所において、労働法規等に照らし適正な方法で授産活動を行うことにより、委託企業との連携を深め、授産活動終了後の就職支援により、企業等への就職促進を図るものとする。

b 対象者

この事業の対象者は、授産施設等に入所している障害者であって、一般就労への移行が可能であり、かつ、一般就労を希望する者とする。

なお、事業の実施に当たっては、事前に対象となる障害者に対して、事業内容等を十分説明し、その了解を得る。

c 実施施設の選定

都道府県は、この事業を適正かつ確実に行うことができると認められる授

産施設等を選定する。

d 施設外授産指導員の配置

実施施設に施設外授産指導員を配置する。

e 施設外授産指導員の業務

施設外授産指導員は、実施施設職員の協力を得て、以下の業務を行う。

- (a) 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- (b) 委託企業の選定及び委託企業における作業の実施に向けての調整
- (c) 作業指導等、対象者が施設外授産を行うために必要な支援
- (d) 施設外授産についてのノウハウの蓄積及び授産施設等への提供
- (e) 委託企業や対象者の家族との連携
- (f) 事業推進委員会への出席
- (g) その他上記以外に必要な業務

f 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努めるものとする。

特に、対象者が授産活動の終了後一般就労に移行できるよう、公共職業安定所において、職業相談、個別求人開拓、職場定着の援助を行うなど、就職に結びつけるための支援を行うこととしているので、労働行政との連携に遺漏なきを期すること。

(5) 重度障害者に係る市町村特別支援事業

ア 目的

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) 以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。
 - a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が25%を超えるなど著しく高い場合
 - b 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合
- (イ) 助成する額の範囲について a に掲げる人数に b の額を乗じた金額の一定割合とする。
 - a 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合（10%程度）を乗じて得た数を控除した数
 - b 重度訪問介護の障害程度区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度

(6) 生活訓練等事業

ア 目的

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図ることを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業
オストメイトに対して、ストマ用装具に関することや社会生活に関する
ことを講習する。
 - (イ) 音声機能障害者発声訓練事業
疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行う。
 - (ウ) その他の生活訓練等事業
その他、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。
- (7) 情報支援等事業
- ア 目的
障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な者に対し、必要な支援を
行い、日常生活上の便宜を図ることを目的とする。
 - イ 事業内容
 - (ア) 手話通訳設置事業
 - a 事業内容
聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を
行う者を福祉事務所等公的機関に設置する。
 - b 留意事項
設置する手話通訳を行う者は、コミュニケーション支援事業（別記2）の
4の（2）のアに定義する「手話通訳者」とすること。
 - (イ) 字幕入り映像ライブラリー事業
 - a 事業内容
字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ等を製作し、聴覚障害者等
に貸し出しする。
 - b 留意事項
社会福祉法人聴力障害者情報文化センターの「字幕ビデオライブラリー共
同事業」との連携に留意すること。
 - (ウ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
 - a 事業内容
盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の
支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。
 - b 留意事項
 - (a) 事業の実施に当たり、盲ろう者のニーズの積極的な把握に努めるとと
もに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者を選定する。なお、必要
に応じて適任者の選定・派遣のための調整者の設置についても配慮する
こと。
 - (b) 実施主体は、事業の実施に当たり、社会福祉法人全国盲ろう者協会が
行う派遣事業の対象者と重複することのないよう留意すること。
 - (エ) 点字・声の広報等発行事業
文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者に
わかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害者が地域生活をする
うえで必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する。
 - (オ) 点字による即時情報ネットワーク事業
社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい情報を、地方点字図
書館等が受け取り、点字物や音声等により提供する。

(8) 障害者IT総合推進事業

ア 目的

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者ITサポートセンターを拠点とし、各IT関連事業を総合的かつ一体的に実施し、ITを活用しての障害者の社会参加を一層促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 障害者ITサポートセンター運営事業

障害者の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、障害者ITサポートセンターを設置・運営を行う。

(イ) パソコンボランティア養成・派遣事業

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成・派遣する。

(ウ) その他障害者のIT利活用を支援する事業

(9) 社会参加促進事業

ア 目的

スポーツ・芸術活動等の事業を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 都道府県障害者社会参加推進センター運営事業

a 事業内容

障害者の社会参加を推進するために適当な障害者福祉団体に都道府県障害者社会参加推進センターを設置・運営する。

b 留意事項

中央障害者社会参加推進センターとの連携を密にし、事業の水準向上に努めること。

(イ) 身体障害者補助犬育成事業

a 事業内容

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に要する費用を助成する。

b 留意事項

実施主体は、関係団体等の要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。

(ウ) 奉仕員養成研修事業

a 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。

b 留意事項

養成講習を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(エ) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

a 事業内容

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、スポーツ指導員の養成や各種スポーツ・レクリエーション教室及び障害者スポーツ大会の開催を行う。

b 留意事項

(a) 参加する障害者等の事故の防止等に十分留意すること。

(b) スポーツ指導員の養成に当たっては、財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が定める「公認障害者スポーツ指導者養成研修基準カリキュラム」を利用するなど、スポーツ協会と緊密な連携を図ること。

(オ) 芸術・文化講座開催等事業

a 事業内容

障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

b 留意事項

芸術・文化活動を行っている障害者の把握に努めるとともに、民間活動の情報を収集し、障害者に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。

(カ) サービス提供者情報提供等事業

a 事業内容

障害者が、都道府県間を移動する場合に、その目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、必要な情報の提供等を行う。

b 留意事項

実施主体は、サービス提供者（指定居宅介護事業者、手話通訳者等）や関連事業との連携を図るとともに、適切かつ公正な情報提供に努めること。

(キ) その他社会参加促進事業

事業内容

その他、障害者の社会参加の促進に必要な事業を行う。